

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一八（職員（定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。  
平成二十四年五月八日  
人事院総裁 原 恒雄

人事院規則一一八（職員（定年）の一部を改正する人事院規則）  
人事院規則一一八（職員（定年）の一部を改正する人事院規則）  
人事院規則一一八（職員（定年）の一部を改正する人事院規則）

別表職員の欄中「拉致問題対策本部事務局長代理又は郵政改革推進室長」を「拉致問題対策本部事務局長代理又は郵政民営化推進室長」に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第百八十七号  
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一号第一号トの規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。  
平成二十四年五月八日  
法務大臣 小川 敏夫

第一号中、「社団法人日本青仲会」を「公益社団法人日本青仲会」に改める。  
○外務省告示第百六十五号  
平成二十四年四月二十日にスバで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の額 三億円
- 3 贈与の供与期限 平成二十五年四月三十日まで
- 4 署名者  
日本側 大嶋英一在フィジー大使  
フィジー側 フランシス・B・キーン土木・運輸・公共事業省次官  
平成二十四年五月八日  
外務大臣 玄葉光一郎

○外務省告示第百六十六号  
平成二十四年四月二十一日に東京で、洪水対策支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。  
1 援助の目的及び内容 洪水対策支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

- 2 贈与の限度額 十五億千万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十八年九月三十日まで
- 4 署名者  
日本側 黒木雅文在カンボジア大使  
カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣  
平成二十四年五月八日  
外務大臣 玄葉光一郎

○外務省告示第百六十七号  
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十四年七月一日に効力を生じ、平成二十四年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。ただし、17.1(2)(b)の修正

は、国際出願日にかかわらず、修正後の17.1(2)(b)の規定に基づき期間が平成二十四年七月一日以降に満了する国際出願日にかかわらず、修正後の17.1(2)(b)の規定に基づき期間が平成二十四年七月一日以降に満了する国際出願日にかかわらず、平成二十四年七月一日以降に国際調査が行われる国際出願日について適用する。また、国際出願日が平成二十四年七月一日より前である国際出願日であって、修正により削る前の82.(b)の規定により準用する82.(c)に規定する証拠の提出のための六箇月の期間が平成二十四年七月一日以降に満了するものについては、平成二十四年七月一日より前に効力を有し、修正により削る82.2の規定を引き続き適用するものとし、82.4.1の4.1のは、国際出願日にかかわらず、平成二十四年七月一日

以降に4.1(a)に規定する証拠の提出のための六箇月の期間が満了する国際出願日について適用する。  
82.2 (平成二十三年十二月八日付け世界的所有権機関事務局長回章)  
平成二十四年五月八日  
外務大臣 玄葉光一郎

17.1(2)(b)の中、「受理官庁又は」を削り、定めるところにより、の下に、「国際出願の国際公開の日前に」を加え、入手可能な場合は「を」入手可能である場合には「に改め、次のいずれかの方法により」を削り、「代える」を「代えて、国際事務局に対し、国際公開の日前に、当該優先権書類を当該電子図書館から入手するよう請求する」に改め、(i)、(ii)及び後段を削る。

20.(b)中、「6」の規定に基づき、の下に、「通知であつて」を加え、確認する書面を、(a)の規定に基づき当該期間の満了後であるが「を」確認するものいずれも(a)の規定に基づき期間の満了前に受理官庁が受理していない場合において、当該期間の満了後であるが「に改め、場合には、」を削る。

34.(c)(ii)中、「ドイツ連邦共和国」の下に、「中華人民共和国」を加え、34.(e)中、「公用語が」の下に、「中国語」を加え、その資料に「の下に」中華人民共和国」を加える。

四 82.2を削る。  
五 第八十二規則の三の次に第八十二規則の四として次のように加える。

第八十二規則の四 期間が遵守されなかつたことによる遅滞についての特許容  
82.4.1 (a) 関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在の地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災その他これらに類する事由により、受理官庁、国際調査機関、補

充調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつたこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとつたことを示す証拠を提出することができる。

(b) (a)に規定する証拠は、(a)に規定する期間の満了の後六箇月以内に、場合に依り、(a)に規定する官庁、機関又は国際事務局に提出する。(a)に規定する状況が名あて人として満足するものである場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許される。

(c) 指定官庁又は選択官庁は、遅滞を許容する決定を行う時に、第二十二條又は第三十九條に規定する行為を既に行つた出願人に対し、その遅滞の許容を考慮する必要がある。

○農林水産省告示第千二百十九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十四年五月八日  
農林水産大臣 鹿野 道彦

一 保安林の所在場所 北海道中川郡美深町字泉二七〇の一（次の図に示す部分に限る。）  
川二六二の一  
二 指定の目的 水源のかん養  
三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二百二十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十四年五月八日  
農林水産大臣 鹿野 道彦